

第 9 期 第 1 回
福 岡 市 市 民 公 益 活 動 推 進 審 議 会
会 議 次 第

日時：令和 4 年 9 月 12 日（月） 14 時 00 分～15 時 30 分

場所：オンライン会議

1 開 会

2 会長・副会長の選出

3 審議等

（1）福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について
（諮問）

（2）福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討
部会の設置について（審議）

- ・ 部会の要綱について
- ・ 部会の委員について

（3）部会等の公開/非公開について

4 閉 会

配付資料

【審議資料】

- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について（諮問）（資料 1）
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会運営要綱（案）（資料 2）
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会傍聴要綱（案）（資料 3）
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会委員名簿（案）（資料 4）
- ・ 今後の流れ（資料 5）

【参考資料】

- ・ 市民公益活動推進審議会 審議事項について（資料 6）

【要綱等】

- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿（資料 7）
- ・ 福岡市市民公益活動推進条例（資料 8）
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センター条例（資料 9）
- ・ 福岡市NPO・ボランティア交流センター条例施行規則（資料 10）
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱（資料 11）
- ・ 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱（資料 12）
- ・ 福岡市情報公開条例（抜粋）（資料 13）

(公印省略)
市市第149号
令和4年9月2日

福岡市市民公益活動推進審議会
会長 様

福岡市長 高島 宗一郎
(市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課)

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可について(諮問)

福岡市においては、NPOやボランティアなどによる市民公益活動の情報及び交流の場を提供するため、福岡市NPO・ボランティア交流センター(以下「あすみん」という。)を設置しております。

あすみんの利用にあたっては、団体等の申請に基づき許可を行っており、令和4年9月2日付けで世界平和統一家庭連合(以下「旧統一教会」という。)の関連団体と報道されている「世界平和女性連合福岡第一連合会(以下「対象団体」という。)」から利用許可申請を受理しました。

旧統一教会や関連団体についてさまざまな報道が行われている中、対象団体へあすみんの利用許可を行った場合、旧統一教会の関連団体が市の施設を利用することへの市民の不満、市の施設で勧誘などが行われるのではないかという市民の不安が懸念されます。

そのため、その他のNPOやボランティアなどの利用が抑制され、市民公益活動の活性化が阻害されるおそれがあることから、対象団体の利用許可の可否について福岡市市民公益活動推進条例第15条の規定により、諮問します。

【諮問事項】

(1)対象団体の利用許可について

利用許可の基準について定めた福岡市NPO・ボランティア交流センター条例第6条第1項各号のいずれかに該当するか否か。

お問い合わせ先

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課企画推進係
担当：福岡、谷口

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4283

Fax：092-733-5768

E-mail：koeki.CAB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る 検討部会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）運営要綱第4条の規定に基づき設置する、福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会（以下「部会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に関すること
- (2) その他市民公益活動の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 部会は、審議会委員のうち、互選によって定める一部の委員をもって組織する。

- 2 前項の委員のほか、特に必要があると認めたときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会に、部会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、部会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、部会長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則としてこれを公開する。

(審議結果の報告)

第8条 部会における審議の結果は、部会長が審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 検討部会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る 検討部会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に部会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場)

第5条 傍聴人は、部会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければ

ばならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は部会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

様式

年 月 日

福岡市NPO・ボランティア交流センターの
利用許可に係る検討部会

整 理 番 号 票

No. _____

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、
係員の求めに応じて提示してください。

福岡市NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る検討部会委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和5年3月31日)

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	分 野
岩 城 和 代	弁護士	外部委員 学識経験者
曾 我 部 春 香	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授	審議会委員 学識経験者
萩 沢 友 一	西南学院大学 人間科学部 准教授	審議会委員 学識経験者
山 下 義 昭	福岡大学 法科大学院 教授	外部委員 学識経験者

今後の流れ

	内容
第1回 部会	<ul style="list-style-type: none">・ 部会長、副部会長の互選・ 福岡市 NPO・ボランティア交流センターの利用許可について（諮問）・ 対象団体からの利用許可申請について・ 対象団体へのヒアリングの実施について
第2回 部会	<ul style="list-style-type: none">・ 対象団体へのヒアリング・ 福岡市 NPO・ボランティア交流センターの利用許可に係る調査審議
	（必要に応じて、第3回以降の部会を開催する）
第9期 第2回 審議会	<ul style="list-style-type: none">・ 部会からの調査審議結果の報告・ 答申案に係る審議
	福岡市市民公益活動推進審議会から市長へ答申

※審議会及び部会の日時については、今後調整を行う。